

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 17 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）の検出について
（情報提供）

今般、環境省より、北海道苫小牧市で回収されたオオタカの死亡野鳥 1 羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたので情報提供します。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥やその死体等に濃厚接触した場合を除いて、通常はヒトに感染することがないと考えられています。野鳥等を介した鳥インフルエンザの感染予防については、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日（令和 5 年 11 月 10 日一部改正）付け健感発第 1227003 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）等に基づき、住民への野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いします。

（参考）

- ・ 「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日（令和 5 年 11 月 10 日一部改正）付け健感発第 1227003 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001166104.pdf>
- ・ 環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html
- ・ 「鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による獣医師等による届出について」（令和 4 年 11 月 17 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001173120.pdf>